

令和6年第1回教育委員会定例会 会議録

1 開催日時 令和6年1月26日（金）午前10時30分～午後0時05分

2 開催場所 第3委員会室

3 出席者

【教育長】 水田 博和

【委員】 向 文緒

【委員】 竹田 卓弘

【委員】 浅井 敦臣

【委員】 河合 香吏

【事務局】 教育部長

文化スポーツ部長

教育総務課長

同 課長補佐

同 課長補佐

同 担当主査

同 主任

学校教育課長

同 主幹

同 課長補佐

同 課長補佐

学校給食課長

文化財課長

野外教育センター所長

同 主幹

文化・生涯学習課長

スポーツ課長

図書館長

食育推進給食会企画経営課長

西野 正康

大橋 弘明

中山 一徳

田之上 愛子

加藤 隆一

加藤 恵子

倉知 美香

大城 達也

加藤 喜英

梶原 和行

山崎 俊介

加藤 純也

村松 一秀

生倉 勉

坂野 年伸

田中 芳樹

林 一元

四ツ倉 光一

長江 泰典

4 議 題

- (1) 議案に対する意見について
- (2) 春日井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則について
- (3) 春日井市教育委員会特定個人情報情報の提供に関する規則の一部を改正する規則について
- (4) 春日井市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について
- (5) 春日井市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則について
- (6) 令和6年度儀式等の日程について
- (7) 令和6年度全国学力・学習状況調査の実施について
- (8) 令和6年度教職員定期人事異動について

5 報 告

- (1) 令和5年第5回市議会定例会について
- (2) 令和6年(第4回～第12回)教育委員会定例会の日程について
- (3) 小中学校リニューアル工事の設計概要について
- (4) 全小中学校体育館への空調機設置について
- (5) 学校給食費の改定について
- (6) 春日井市西部地区新調理場整備基本計画(案)について
- (7) 鷹来公民館大規模改修工事实施設計について

6 議事概要

教育長	本日の傍聴者は1名です。
教育長	春日井市教育委員会会議規則第6条第2項の規定により、会議録署名人は、向委員を指定。
教育長 (報告事項)	平穏な新年を迎えられたと思った1月1日午後4時10分頃、携帯の警報音に続いて大きな揺れ、近年では経験したことのない揺れにあたふたしてしまいました。令和6年能登半島地震では、日ごとに増加する死者・行方不明者の数、倒壊した家屋、ライフラインの切断等、本当に大きな被害が出ました。また、新学期のスタートに際し、破損した校舎の修復や通学路の安全確保に時間がかかり、学校生活の再開が遅れた学校も多くあります。また、親元を離れて

集団避難する等の対応をする学校もあります。春日井市からは、緊急消防援助隊・災害派遣医療チーム・上下水道部等を派遣しています。1日も早い復旧・復興を願うばかりです。市内では被害の通報はありませんでしたが、改めて緊急時の対応の確認をしておく必要を痛感いたしました。

冬休み中は事件や事故はなく、1月9日には3学期始業式を行いました。

年明けの市の行事は、6日に消防出初め式、7日に新春春日井マラソンを行いました。8日には、二十歳の成人式が総合体育館で行われ、2,504名が参加しました。市内16校の中学校の代表で組織された実行委員会が中心となり、落ち着いた雰囲気の中で式典は進みました。ご参加いただきまして、ありがとうございました。

1月17日から23日に、けやきの子作品展が文化フォーラム春日井1階交流アトリウムで開催されました。特別支援学級や特別支援学校の児童生徒の作品が展示され、多くの市民の皆さんに見ていただき、特別支援教育についての関心・理解を深めてもらう場とすることができました。

令和5年度の卒業式は、中学校は3月6日、小学校は3月19日です。コロナ禍以前の体制で実施予定です。

教育長

「議題(8) 令和6年度教職員定期人事異動について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きを適用して非公開とすること及び審議の順序を入れ替えることを提案。

教育長

議題(8)について、採決の結果、全員一致で「非公開」及び審議の順序を参考資料説明後にすることを決定。

教育長

1 議題
(1) 議案に対する意見について

教育総務課長

資料に基づき「議案に対する意見」について説明。

教育長

採決の結果、全員一致で「意見なし」と決定。

教育長	(2) 春日井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則について
教育総務課長	資料に基づき「春日井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則」について説明。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。
教育長	(3) 春日井市教育委員会特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則について
学校教育課長	資料に基づき「春日井市教育委員会特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則」について説明。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。
教育長	(4) 春日井市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について
学校教育課長	資料に基づき「春日井市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定」について説明。
河合委員	現在行われている学校地域連携協議会から学校運営協議会に変わることで、具体的に活動に何か影響はあるか。
学校教育課長	学校運営協議会になることによって変わることは3点あります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に、具体的に定められており、1点目は、「校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること」、2点目は、「学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べること」、3点目は、「教職員の任用に関して教育委員会規則で定める事項について教育委員会に意見を述べること」ができるようになります。
河合委員	学校運営協議会になることにより、現在よりボランティアの方々や先生の負担が増えることはないのか。変えることによって更に人

	離れが進むのは問題である。継続的に行うために形を変えていくと思うが、参加しやすさがより具体的になっていると良い。また、それをどうアピールしていくのか気になるところである。
学校教育課長	今の連携協議会では有志ボランティアの方達が、学校のためにできることは何かというところで、学校と定期的な情報交換の場を持って、地域の方ができることをされている。ただ、継続性・持続性については課題がある。 藤山台に関しては、平成28年に連携協議会が設立されて、毎月顔を合わせて顔見知りの関係になり、情報共有することで連携がスムーズにいつている部分はある。しかし、学校・地域の方々がお互いに遠慮してしまっているという課題がある。法律に基づいた組織にすることによって、できることを明らかにするとともに、地域の方も学校も子ども達と一緒に育んでいくということが明確になるので、お互いの遠慮意識が薄れることを期待している。
向委員	学校運営協議会は教育委員会の下部組織なので、そこでの活動については教育委員会で報告されるのか。承認されたことやその年の方針等教育委員会に報告していただければと思う。
学校教育課長	必要に応じて教育委員会で報告させていただく予定である。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。
教育長	(5) 春日井市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則について
野外教育センター長	資料に基づき「春日井市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則」について説明。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。
教育長	(6) 令和6年度儀式等の日程について

学校教育課主幹	資料に基づき「令和6年度儀式等の日程」について説明。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。
教育長	(7) 令和6年度全国学力・学習状況調査の実施について
学校教育課主幹	資料に基づき「令和6年度全国学力・学習状況調査の実施」について説明。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。
教育長	2 報告事項 (1) 令和5年第5回市議会定例会について
教育総務課長	資料に基づき「令和5年第5回市議会定例会」について説明。
教育長	(2) 令和6年(第4回～第12回)教育委員会定例会の日程について
教育総務課長	資料に基づき「令和6年(第4回～第12回)教育委員会定例会の日程」について説明。
教育長	(3) 小中学校リニューアル工事の設計概要について
教育総務課長	資料に基づき「小中学校リニューアル工事の設計概要」について説明。
竹田委員	水泳の授業は外部に委託するという話があったが、プールは改修せずそのままにしておくということか。
教育総務課長	水泳の授業の外部委託は、来年度小学校17校で実施し、令和7年度からは小学校全校に広げる予定だが、やってみないと分からない部分がある。したがって、小学校については改修も何もせず、変わらない状態ということです。

向委員	4 ページの味美小学校の平面図では、改修後、2 階の家庭科室の屋外階段がなくなっている。避難経路は廊下に行くルートと準備室を経由して廊下に出るルートがあると思うが、屋外階段をなくす意図を教えてください。
教育総務課長 補佐	屋外階段については、法的に整理をして、必要ないということで撤去改修を行う計画である。避難経路については、北館にある階段 1 か所で法的に足りていることを確認済みです。
向委員	5 ページの音楽室も屋外階段がないのは、法的に必要なく、更新するよりもなくしたほうが良いということか。 また、北館と本館を繋ぐ渡り廊下が直線ではなく、少し S 字になっているが、これは何か意図があるのか。
教育総務課長 補佐	渡り廊下がクランクしているのは、接続位置の関係上、真っ直ぐ延ばすと本館の階段の位置に干渉し接続できないためです。
向委員	本館側は少しスロープがあるということでしょうか。
教育総務課長 補佐	矢印がついている部分については、若干高低差があるので、その部分はスロープで段差を解消する形になっている。
向委員	スロープで上がってすぐのところは、車椅子の幅が確保できずそのまま斜めになっているように見えるが、車椅子で移動する時はスロープを上りながらそこで曲がるように支援しないといけないのか。 スロープがある場合、スロープを登り切ったところでしっかり車椅子が転回できるぐらいの幅又は踊り場を設けたほうが移動がスムーズになると思う。
教育総務課長 補佐	少し斜めになってはいるが、幅は十分確保されている。車椅子の方向転換に関しては問題ないと思うが、設計の詳細を確認し、支障のないよう計画する。
向委員	9 ページの篠木小学校の本館 3 階と北館の渡り廊下も曲げてあ

	るが、これは、不審者等の侵入時のために敢えて曲げてあるのか。避難のしやすさを考えると、曲げるのはどうかと思う。なぜ曲げるのか知りたい。
教育総務課長 補佐	本館と北館の構造を建築基準法上の別棟扱いとして計画しているため、どうしても現状の位置に接続することが難しい。そのため、渡り廊下を曲げる計画になっている。
向委員	力学的に構造を分離した方がいいのか。それとも、法律上、別棟扱いにしたいということか。
教育総務課長 補佐	既存の改修になるので、構造体の改修がなかなかできない。同一棟と別棟という扱いで、改修内容が異なってくるため、別棟とし改修内容を既存のものに及ぼさないように渡り廊下の形状を変えている。
向委員	9ページの篠木小学校の本館4階で、第2音楽室だったところが家庭科室になっている。音楽室は廊下と2つのドアがあったが、家庭科室は廊下の部分も教室になっているので、出入口が1か所である。図面上では、準備室に繋がるドアもなく、壁には全部棚が置いてあるが、完全に避難出入口は1か所なのか。
教育総務課長 補佐	家庭科室については、廊下に出るところは1か所である。準備室との境の壁は、構造上穴が開けられないので、そこに入口は設けてない。
向委員	家庭科室は火災の発生もあり得る。また、不審者が入ってきた時に避難経路が1か所しかないのは、若干問題があるのではないかなと思う。
教育総務課長 補佐	南側のベランダには出られるようになっている。
向委員	ベランダに出て、他の教室に入って避難するということか。

教育総務課長 補佐	法律上の避難の話であれば、教室に2か所扉がないといけないということはない。逃げる場所があった方がいいという観点からすると、ベランダを使って外に出ることになると思う。
向委員	15ページの白山小学校の配置図では、北館1階の南側にある植栽を全てなくして、駐車スペースを確保するということですね。
教育総務課長 補佐	計画ではそうです。
向委員	北館1階は、改修後は子どもの家や家庭科室に変わる。学校の植栽は、不審者侵入のリスクを抑える目的もあると思うが、子どもの家の南側の植栽をなくしてしまうのは、何か別の設備等を作るためなのか。
教育総務課長 補佐	来年度実施設計に入るので、植栽が必要であれば残すことも可能かと思うが、駐車場のスペースを確保するため、ある程度は植栽を撤去する必要がある。安全面と必要性を考慮しながら進めていきたい。
河合委員	コンピューター室と図書室がなくなって、メディアルームになっている。メディアルームとはどういうものか。
教育総務課長 補佐	実状は図書室だが、クロームブック等端末を使った学習もできる部屋です。
教育長	藤山台小学校にもありますが、会議をしたりICTを使った研修をしたり、オープンスペースな場所になります。
浅井委員	大阪の条例か何かで不審者対策として職員室は1階が望ましいと明記されていたが、味美小学校の職員室を1階から2階へ変更する理由は何か。
教育総務課長 補佐	味美小学校は新川流域の浸水域であり、職員室は重要書類等もあることから、学校側の意見も考慮して配置を2階に変更してい

	る。
浅井委員	新たに作る場合、職員室は1階にあるべきという風潮は特にな いのか。
教育総務課長 補佐	職員室の配置の全国的な風潮については把握していない。
教育長	市内では、職員室が1階にある学校も2階にある学校もある。ど ちらでないといけないということは特にはないが、防災という点 では十分注意をしていく必要があります。
教育長	(4) 全小中学校体育館への空調機設置について
教育総務課長	資料に基づき「全小中学校体育館への空調機設置」について説明。
河合委員	どのような場所にどのようなものが設置されるのか。
教育総務課長 補佐	どのような空調機を設置するか、6年度に空調方式等の検討を行 い、7年度に実施設計をするので、今は未定である。 既に設置が始まっている名古屋市では、教室にあるような天吊 り型のエアコンが壁際に並んでいる。名古屋市は8台ぐらいだが、 多い自治体では10台並んでいるところもある。
教育長	6年度に方式の検討ということで、電気を使うかガスを使うかと いったことも含めた検討がされます。他市の事例も参考にしながら 進めていくことになります。
教育長	(5) 学校給食費の改定について
学校給食課長	資料に基づき「学校給食費の改定」について説明。
教育長	(6) 春日井市西部地区新調理場整備基本計画（案）について
学校給食課長	資料に基づき「春日井市西部地区新調理場整備基本計画（案）」

	について説明。
向委員	P F I 方式というのが非常に有利だということは理解したが、給食が適正に運営されていくかを評価するシステムは、新たに作られるのか。
学校給食課長	学校給食については、資料 1 ページの中程に記載のとおり、文部科学省が示している「学校給食衛生管理基準」があり、それに基づき提供することになる。また、国際的な衛生管理基準の H A C C P に準拠して給食を提供しており、引き続き遵守を求めるという内容で、質の担保を取っていきたいと考えている。
向委員	会計的には適正に処理されていくのか。
学校給食課長	P F I 手法・B T O 方式については資料14ページ③に記載がある。それぞれ運営する企業が 1 つの特別目的会社を設立して、そこ市が契約をして事業を進めることになる。特別目的会社については金融機関と融資契約を結ぶ。これにより、特別目的会社の財政面や日々のモニタリングを進め、会計的な正確性の担保を取ることと考えている。
教育長	(7) 鷹来公民館大規模改修工事実施設計について
文化・生涯学習課長	資料に基づき「鷹来公民館大規模改修工事実施設計」について説明。
	○参考資料について
教育長	3 議題 (8) 令和 6 年度教職員定期人事異動について 採決のとおり非公開とする。

上記のとおり、議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、教育長及び指定された会議録署名人が署名する。

令和 6 年 2 月 15 日

教育長 水田 博和

署名人 向 文緒